各質問で回答可能な内容について、以下のとおり項目をまとめて回答いたします。

【質問１】【1. 施設の利用状況・稼働実績】について

◎「直近３年間のホールの利用状況について」

年度	貸出不可日				貸出可能日	利用率	終日利用なし
	年末年始	全館休館	舞台設備点検	工事・修繕			
R７年	８日	３日	１３日	２１日	３３３日	６７．３％	１３日
R６年	８日	３日	１３日	０日	３５４日	６７．８％	９日
R５年	８日	３日	１３日	１１日	３４４日	６９．７％	１２日

舞台のみ(舞台設備の操作をほぼ必要としない)の利用件数は、約１５０件/年 です。

◎「直近１年間の種目別利用件数について」

利用種目名	発表会	講演会	式典	講習会	リハーサル
利用件数	１０３	7	１８	5	１８

【質問１】【2. 現行の人員配置・勤務体制】
【質問２】【1. 追加技術者・費用負担】について

◎「履行期間・開館日・開館時間等について」

施設は、仕様書に記載の期間・時間・休館日、その他の設備等の保守点検(３日間)や工事以外は、開館しています。

よって、当日まで予約がなくても予約が入れば、それに応じて対応しなければなりません。

◎「業務を履行する職員の配置方法について」

仕様書のとおり、常時、決められた１名の業務責任者を配置することを原則とし、施設責任者や利用者からの指示や要望等があった場合、それに応えるべく、その他の職員を指揮監督して、確実に業務を履行していただきます。

ただし、休暇や欠勤があった場合に、どのような勤務体制により履行するか等は、提案事項です。

また、円滑に業務を履行するにあたって、その他職員の配置人数等についても、提案事項です。

◎「舞台操作業務を履行する職員の体制について」

仕様書に沿って照明・音響・吊り物の３業務をそれぞれ操作できるような体制を組み、そのうちの１名を業務責任者に指名して業務を履行していただきます。職員の配置人数は、提案事項です。

現在の受託会社における労務管理(勤務シフトや時間外勤務など)ついては、把握していません。

◎「追加技術者が必要な場合の対応について」

利用者は、利用当日までに、必ず来館して打合せを行うこととなっており、その事前打合せで、委託業務を超えるような操作が必要と判明した場合には、利用者と協議の上、受託業社はその分の料金を徴収して対応していただきます。その料金は、受託業者が設定します。

追加技術者を必要とした催物件数等については、委託業務を超えて受託者が、直接運用しており、区では把握しておりません。

◎「早朝・夜間・時間外勤務を要する利用や原状回復について」

希望する利用方法に対し、どのような勤務体制や勤務人数で対応するか等は、提案事項です。
ただし、事前に綿密に時間をかけて現場で打合わせたり、準備しないと対応できないような利用については、当日や間近での利用申請を受付けません。
利用者は、準備から撤収まで仕様書に記載の時間の範囲で利用しなければならず、準備や撤収を含めた日時で予約していただき、閉館時間までに退館していただいています。

◎「看板等の作成について」

現在、対応している看板作成は、吊り看板(6,000×８８０㎜)と立て看板(2,500×800 ㎜)があり、希望したデザインで印刷した紙を、既存の木枠に張り付けて作成しており、令和６年、７年度の作成件数は、吊り看板 各５件と立て看板 各１件です。

【質問２】【2. 舞台搬入リフト操作業務】について

◎リフトは、約２０分／回　計１５回／年 の稼働実績で、操作は、有資格者を含む、通常配置の職員２名が行うことで問題ありません。
◎現在は、受託業者の業務責任者が資格を保有しています。

◎施設独自の講習等は、必要ありません。

◎リフトは、保守点検委託により、適正に維持管理しており、不具合や事故等はありません。

【質問２】【3. 区主催事業・利用者対応】について

◎「令和７年度 区が主催または区が指定した行事について」

催物の分類	催物名称
区の主催	葛西まつり、長寿の集い、EDO 塾入塾説明会、水害ハザードマップ説明会 区総合人生大学入学式
官公署の主催	安全安心まちづくり大会、葛西予防業務協力者表彰、消防団団結式、 税を考える習慣記念講演会、警察署別法令講習会
公益法人	公園清掃手洗所清掃従事者研修会、
区が関係する団体	区原爆犠牲者追悼式、区芸能文化協会日本舞踊教室発表会 葛西地区 RTA スペシャルコンサート

◎「施設管理業務受託業者と舞台設備操作等業務受託業者との業務分担について」

施設管理業務受託業者は、施設の利用申請受付、事前打合せの日程調整・連絡、当日の窓口受付を行い、
舞台操作等業務受託業者は、舞台設備等を操作する他、ホール利用のサポートを行います。
利用者は、利用日前に必ず来館して打合せを行わなければならず、その際、駐車場やトイレ、ホール客席の利用など施設の一般的な事項については、施設管理運営受託者が説明を行い、照明や音響などのホール設備の事項については、舞台操作等受託者が説明を行い、両業者が円滑にホール利用できるように協力連携していただきます。

【質問３】【1. 舞台設備・点検・修繕】について

◎「舞台設備の保守について」

当ホールの音響・照明・吊り物は、それぞれ保守点検委託により適切に維持管理および改修を定期的に行っおり、現在，故障や不具合はありません。また、過去３年、利用停止を伴う故障や事故の発生はありません。

◎「過去３年間の設備の主な修復履歴について」

過去３年以内に実施したホール設備に係る工事は、令和７年度に実施した「舞台諸幕取替」「緞帳の巻上機交換」「舞台床の研磨及び改修」「エアーモニターマイク改良」で、既に計画している貸出停止を伴う工事は、令和１０年４月～８月に実施予定の「ホール空調設備改修」「ミキサー室防火設備改修」となります。

◎「保守点検時の職員立会について」

保守点検時には、仕様書のとおり、必ず職員１名の立ち会いが必要です。

【質問３】【2. 契約条件・積算・業務引継ぎ】について

◎現在の契約金額等について

契約金額等は、行政文書である契約書の内容であり、情報公開制度に基づく開示請求が必要となりますので回答できません。

◎「過去３年間の契約内容等の変更について」

直近３年度の契約で、仕様書の変更はなく、契約金額は、令和６年度から７年度で、物価上昇を反映させた変更を行っています。

社会情勢や物価上昇等による影響を考慮して、契約金額の見直しを協議することは可能です。

◎「業務引継ぎについて」

現行業者との業務引継ぎは、今回の業務期間内に設定しています。具体的には今回の履行期間内に設定しており、令和９年４月１日から３か月間で、それにより発生する現行業者への費用は区が負担し、新規受託業者は契約の範囲で引継ぎを受けることになります。

【質問３】【3. 施設確認・業務実施環境】について

◎現地確認は、施設の利用予約がない場合、可能です。

音響・照明の取扱説明書、吊りもの配置図は、閲覧可能です。

事前に電話連絡の上、来館していただきます。